

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ペー ジ
◎高知県特定商取引に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	2
○漁業災害補償法による単位漁場区域の設定及び告示の廃止 (水産政策課)	2
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	4
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	6
○開発行為に関する工事の完了(3件) (都市計画課)	7
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	7
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果(2件)	8
落札公告	
○落札者等の公告(4件) (情報政策課)	13

規 則

高知県特定商取引に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第50号

高知県特定商取引に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県特定商取引に関する法律施行細則（平成12年高知県規則第117号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第66条第5項」を「第66条第7項」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

写真はり付け箇所		身 分 証 明 書		第 号
		所 属	職 名	氏 名
		年 月 日生		
		年 月 日発行		
<p>上記の者は、特定商取引に関する法律第66条第1項又は第2項の規定による立入検査をする職員であることを証明します。</p>				
				高知県知事
				印

(裏面)

特定商取引に関する法律(抜粋)

(報告及び立入検査)

第66条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役員提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者若しくは業務提供誘引販売業を行う者(以下この条において「販売業者等」という。)に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者(以下この項において「密接関係者」という。)に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3～6 略

7 第1項若しくは第2項(これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第5項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第1項若しくは第2項(これらの規定を第6項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第5項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県が処理する事務)

第68条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

(1)～(9) 略

(10) 第66条第1項(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第1項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(11) 第66条第2項(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第2項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 略

第74条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 略

(2) 第70条第1号又は前3条 各本条の罰金刑

備考 1 この身分証明書は、転任し、又は退職したときには、直ちに返納しなければならない。
2 この身分証明書の有効期間は、発行の日から1年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第376号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
宿毛市大島字水ヶ浦1034の29、1034の39
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第377号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第118条第3項の一定の水域を次のとおり定め、平成16年3月高知県告示第160号(漁業災害補償法による水域の定め)は、廃止する。

平成21年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

法第114条第3号に掲げる養殖業

小割り式魚類養殖業

加入区名称	漁場の区域
びしゃご蓉加入区	区第3,001号の漁業権の漁場の区域
くじら蓉加入区	区第3,002号の漁業権の漁場の区域
手結加入区	区第3,003号の漁業権の漁場の区域
手結岬加入区	区第3,004号の漁業権の漁場の区域
新居加入区	区第3,005号の漁業権の漁場の区域
沖防波堤前加入区	区第3,006号の漁業権の漁場の区域
古波止第1加入区	区第3,007号の漁業権の漁場の区域
古波止第2加入区	区第3,008号の漁業権の漁場の区域
小宇津賀加入区	区第3,009号の漁業権の漁場の区域
光松加入区	区第3,010号の漁業権の漁場の区域
長迫小網代加入区	区第3,011号の漁業権の漁場の区域
苦木加入区	区第3,012号の漁業権の漁場の区域
大鹿千族加入区	区第3,013号の漁業権の漁場の区域
下がり木加入区	区第3,014号の漁業権の漁場の区域
上浦場西加入区	区第3,015号の漁業権の漁場の区域
玉目加入区	区第3,016号の漁業権の漁場の区域
入戸南加入区	区第3,017号の漁業権の漁場の区域
戸島(ガラク)加入区	区第3,018号の漁業権の漁場の区域

中の島加入区	区第3,019号の漁業権の漁場の区域	猩々砦加入区	区第3,063号の漁業権の漁場の区域	7加入区	ち j d、c f、e h及びg bの4直線で囲まれた区域
大谷白浜加入区	区第3,020号の漁業権の漁場の区域	長崎加入区	区第3,064号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央第8加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうち j d、d e、e h及びf cの4直線で囲まれた区域
大室戸加入区	区第3,021号の漁業権の漁場の区域	白砦沖加入区	区第3,065号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央第9加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうち h e、b g、g e及びe hの4直線で囲まれた区域
小室戸加入区	区第3,022号の漁業権の漁場の区域	弘浦加入区	区第3,066号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央第10加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうち h e、c f、f g及びg bの4直線で囲まれた区域
馬の背加入区	区第3,023号の漁業権の漁場の区域	内外ノ浦前加入区	区第3,067号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央第11加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうち h e、e u、u f及びf cの4直線で囲まれた区域
勢井湾中央加入区	区第3,024号の漁業権の漁場の区域	後田加入区	区第3,068号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央沖加入区	区第3,070号の漁業権の漁場の区域
安和加入区	区第3,025号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央第1加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ365メートルの点をaとし(以下同じ。)、イ及びウを結ぶ線上イからウの方向へ130メートルの点をdとし(以下同じ。)、オ及びカを結ぶ線上オからカの方向へ151メートルの点をiとし(以下同じ。)、カ及びアを結ぶ線上カからアの方向へ130メートルの点をjとし(以下同じ。)、アa、a i、d j及びjアの4直線で囲まれた区域	大島宿毛湾中央第1加入区	区第3,071号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ365メートルの点をaとし(以下同じ。)、エ及びオを結ぶ線上エからオの方向へ525メートルの点をjとし(以下同じ。)、オ及びカを結ぶ線上オからカの方向へ1,245メートルの点をnとし(以下同じ。)、カ及びアを結ぶ線上カからアの方向へ225メートルの点をpとし(以下同じ。)、アa、a n、n、j p及びpアの4直線で囲まれた区域
双名島加入区	区第3,026号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央第2加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ805メートルの点をbとし(以下同じ。)、ウ及びエを結ぶ線上ウからエの方向へ805メートルの点をgとし(以下同じ。)、a b、b g、d j及びi aの4直線で囲まれた区域	大島宿毛湾中央第2加入区	区第3,071号の漁業権の漁場の区域のうちエ及びオを結ぶ線上エからオの方向へ655メートルの点をkとし(以下同じ。)、カ及びアを結ぶ線上カからアの方向へ95メートルの点をoとし(以下同じ。)、p j、a n、k o及びo pの4直線で囲まれた区域
上ノ加江加入区	区第3,027号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央第3加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ1,245メートルの点をcとし(以下同じ。)、ウ及びエを結ぶ線上ウからエの方向へ365メートルの点をfとし(以下同じ。)、b c、c f、d j及びg bの4直線で囲まれた区域	大島宿毛湾中央第3加入区	区第3,071号の漁業権の漁場の区域のうちo k、a n、nカ及びカoの4直線で囲まれた区域
弁天崎加入区	区第3,028号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央第4加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちc i、i d、d j及びf cの4直線で囲まれた区域	大島宿毛湾中央第4加入区	区第3,071号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ805メートルの点をbとし(以下同じ。)、オ及びカを結ぶ線上オからカの方向へ805メートルの点をmとし(以下同じ。)、a b、b m、j
上川口加入区	区第3,029号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央第5加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちj d、a i、iカ及びカjの4直線で囲まれた区域		
窪津加入区	区第3,030号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央第6加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちイ及びウを結ぶ線上イからウの方向へ330メートルの点をeとし(以下同じ。)、エ及びオを結ぶ線上エからオの方向へ130メートルの点をhとし(以下同じ。)、j d、b g、e h、hオ、オi及びi aの6直線で囲まれた区域		
呼磔山加入区	区第3,031号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央第7加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちイ及びウを結ぶ線上イからウの方向へ330メートルの点をeとし(以下同じ。)、エ及びオを結ぶ線上エからオの方向へ130メートルの点をhとし(以下同じ。)、j d、b g、e h、hオ、オi及びi aの6直線で囲まれた区域		
はかま落加入区	区第3,032号の漁業権の漁場の区域				
越小刈谷加入区	区第3,033号の漁業権の漁場の区域				
仏磔沖加入区	区第3,034号の漁業権の漁場の区域				
仏磔おか加入区	区第3,035号の漁業権の漁場の区域				
鬼王磔沖加入区	区第3,036号の漁業権の漁場の区域				
古満目加入区	区第3,037号の漁業権の漁場の区域				
兼山神社下加入区	区第3,038号の漁業権の漁場の区域				
赤鯉崎前加入区	区第3,039号の漁業権の漁場の区域				
赤禰加入区	区第3,040号の漁業権の漁場の区域				
新網代加入区	区第3,041号の漁業権の漁場の区域				
溜所加入区	区第3,042号の漁業権の漁場の区域				
くえ砦加入区	区第3,043号の漁業権の漁場の区域				
サルガウド加入区	区第3,044号の漁業権の漁場の区域				
蜂の巣浜加入区	区第3,045号の漁業権の漁場の区域				
越戸加入区	区第3,046号の漁業権の漁場の区域				
向かいの浜沖加入区	区第3,047号の漁業権の漁場の区域				
高望加入区	区第3,048号の漁業権の漁場の区域				
中崎の鼻加入区	区第3,049号の漁業権の漁場の区域				
タナの下加入区	区第3,050号の漁業権の漁場の区域				
椎ノ浦加入区	区第3,051号の漁業権の漁場の区域				
弦場鼻沖加入区	区第3,052号の漁業権の漁場の区域				
ヂョヂョウ砦沖加入区	区第3,053号の漁業権の漁場の区域				
古泊加入区	区第3,054号の漁業権の漁場の区域				
えびす鼻沖加入区	区第3,055号の漁業権の漁場の区域				
くろみど沖加入区	区第3,056号の漁業権の漁場の区域				
赤崎沖加入区	区第3,057号の漁業権の漁場の区域				
田土加入区	区第3,058号の漁業権の漁場の区域				
立砦加入区	区第3,059号の漁業権の漁場の区域				
立石加入区	区第3,060号の漁業権の漁場の区域				
一切田加入区	区第3,061号の漁業権の漁場の区域				
青瀬山加入区	区第3,062号の漁業権の漁場の区域				

<p>大島宿毛湾中央第5加入区</p> <p>大島宿毛湾中央第6加入区</p> <p>大島宿毛湾中央第7加入区</p>	<p>大島宿毛湾中央第13加入区</p> <p>大島宿毛湾中央第14加入区</p> <p>大島宿毛湾中央第15加入区</p>	<p>2 物部川漁業協同組合 内共第509号 第五種共同漁業権遊漁規則</p> <p>(1) 漁業権者の名称及び住所 物部川漁業協同組合 香美市土佐山田町山田1865番地</p> <p>(2) 漁業権の免許番号 内共第509号</p> <p>(3) 遊漁規則の変更の内容 第6条第7項中「5月15日から翌年の5月14日まで」を「3月1日から翌年の2月末日まで」に改める。 附則として次のように加える。 この遊漁規則は、平成22年1月1日から施行する。</p> <p>(4) 変更後の遊漁規則の施行の日 平成22年1月1日</p>		
<p>大島宿毛湾中央第8加入区</p> <p>大島宿毛湾中央第9加入区</p> <p>大島宿毛湾中央第10加入区</p>	<p>咸陽島加入区</p> <p>久万端加入区</p> <p>桐島南加入区</p> <p>大藤島南第1加入区</p> <p>大藤島南第2加入区</p> <p>大藤島南第3加入区</p> <p>大藤島南第4加入区</p> <p>大藤島松ヶ鼻加入区</p> <p>桐島東加入区</p> <p>桐島西ノ鼻加入区</p> <p>母島加入区</p>	<p>3 嶺北漁業協同組合 内共第510号 第五種共同漁業権遊漁規則</p> <p>(1) 漁業権者の名称及び住所 嶺北漁業協同組合 長岡郡本山町本山530番地</p> <p>(2) 漁業権の免許番号 内共第510号</p> <p>(3) 遊漁規則の変更の内容 第4条第2項の表中</p>		
<p>大島宿毛湾中央第11加入区</p> <p>大島宿毛湾中央第12加入区</p>	<p>高知県告示第378号</p> <p>漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、芸陽漁業協同組合内共第507号第五種共同漁業権遊漁規則、物部川漁業協同組合内共第509号第五種共同漁業権遊漁規則、嶺北漁業協同組合内共第510号第五種共同漁業権遊漁規則及び仁淀川漁業協同組合内共第513号第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を平成21年4月20日に次のとおり認可した。</p> <p>平成21年5月1日</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 芸陽漁業協同組合 内共第507号 第五種共同漁業権遊漁規則</p> <p>(1) 漁業権者の名称及び住所 芸陽漁業協同組合 安芸市川北甲943番地10</p> <p>(2) 漁業権の免許番号 内共第507号</p> <p>(3) 遊漁規則の変更の内容 第4条第2項の表中「6月1日午前5時から12月31日午後5時まで」を「7月1日午前5時から12月31日午後5時まで」に改める。 附則として次のように加える。 この遊漁規則は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>(4) 変更後の遊漁規則の施行の日 平成21年6月1日</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1469 751 1800 1070">南小川支流佐賀山谷川中大豊町梶ヶ森竜王滝から上流の区域及び地藏寺川支流穴郷川中土佐町東石原こうさき橋から上流100メートルにあるかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く区域</td> <td data-bbox="1800 751 2136 1070">3月1日から8月31日まで</td> </tr> </table>	南小川支流佐賀山谷川中大豊町梶ヶ森竜王滝から上流の区域及び地藏寺川支流穴郷川中土佐町東石原こうさき橋から上流100メートルにあるかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く区域	3月1日から8月31日まで
南小川支流佐賀山谷川中大豊町梶ヶ森竜王滝から上流の区域及び地藏寺川支流穴郷川中土佐町東石原こうさき橋から上流100メートルにあるかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く区域	3月1日から8月31日まで			
		<p>を</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1469 1070 1800 1481">南小川支流佐賀山谷川中大豊町梶ヶ森竜王滝から上流の区域及び地藏寺川支流穴郷川中土佐町東石原こうさき橋から上流100メートルにあるかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く区域</td> <td data-bbox="1800 1070 2136 1481">7月1日から8月31日まで</td> </tr> </table> <p>に改める。</p>	南小川支流佐賀山谷川中大豊町梶ヶ森竜王滝から上流の区域及び地藏寺川支流穴郷川中土佐町東石原こうさき橋から上流100メートルにあるかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く区域	7月1日から8月31日まで
南小川支流佐賀山谷川中大豊町梶ヶ森竜王滝から上流の区域及び地藏寺川支流穴郷川中土佐町東石原こうさき橋から上流100メートルにあるかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く区域	7月1日から8月31日まで			

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日
平成21年4月20日

4 仁淀川漁業協同組合 内共第513号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

仁淀川漁業協同組合 吾川郡いの町戸中81番地4

(2) 漁業権の免許番号

内共第513号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第1項の表中「10個以内」を「5個以内」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、あゆを対象とする遊漁の期間については、10月1日から同月15日までの期間内において延長し、又は12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで(仁淀川中越知町野老山発電用えん堤から上流の区域並びに支流坂折川、支流柳瀬川、支流上八川川及び支流勝賀瀬川の区域にあっては、12月1日午前6時30分から同月31日午後5時まで)の期間内において追加して設けることができる(延長する期間又は追加して設ける期間については、組合が別に定めて公表する。)

第4条第3項の表中「10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで」を「9月30日午後5時30分まで」に、「10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から12月31日午後5時まで」を「9月30日午後5時30分まで」に改め、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、あゆ こい あまごの項のウ欄の区域内におけるあゆを対象とすると網、なげ網及び大正網による遊漁については、12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで(仁淀川本流中仁淀川町大渡発電所放水口の第1号漁場標識から下流の仁淀川町上仁淀橋下流端の第2号漁場標識までの区域にあっては、12月1日午前6時30分から同月31日午後5時まで)の期間内において遊漁期間を設けることができる(新たに設ける遊漁期間については、組合が別に定めて公表する。)

第4条第4項の表中

		仁淀川本流中の町柳瀬本村柳瀬橋上流200メートル右岸及び左岸の第1号漁場標識から下流1キロメート	
--	--	--	--

あゆ こい あまご もくず がに	全ての漁法。ただし、徒手採捕と友づりを除く。	ルの日高村滝ノ宮右岸及び左岸の第2号漁場標識までの区域及び越知町黒瀬右岸及び左岸の第1号漁場標識から下流1.5キロメートル越知町黒瀬右岸及び左岸の第2号漁場標識までの区域	6月1日午前5時から9月15日午後5時まで
------------------------------	------------------------	---	-----------------------

を「

あゆ	すべての漁法	仁淀川右岸八田せき上流端から下流150メートルに設けられた標識と仁淀川左岸八田せき上流端から下流170メートルに設けられた標識とを直線で結んだ線から仁淀川と仁淀川支流波介川との合流点までの区域。ただし、組合が別に定めて当該区域を縮小することができる。	12月1日から同月31日まで
		仁淀川本流中の町柳瀬本村柳瀬橋上流200メートル右岸及び左岸の第1号漁場	

あゆ こい あまご もくず がに	すべての漁法。ただし、徒手採捕及び友づりを除く。	標識から下流1キロメートルの日高村滝ノ宮右岸及び左岸の第2号漁場標識までの区域及び越知町黒瀬右岸及び左岸の第1号漁場標識から下流1.5キロメートル越知町黒瀬右岸及び左岸の第2号漁場標識までの区域	6月1日午前5時から9月15日午後5時まで
------------------------------	--------------------------	---	-----------------------

に改め、「。ただし、あゆ漁については、12月1日午前6時30分から12月31日午後5時までの間は除く。」及び「。ただし、あゆ漁については、12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時までの間は除く。」を削り、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、遊漁したあまごは、放流しなければならない。第4条第5項の表を次のように改める。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	フライ(毛針づり)及びブルーづり	上八川川支流枝川川中の町清水程野2号線橋から下流のいの町清水四国電力分水第1発電所橋までの区域	3月1日午前5時から9月30日午後5時まで
		上八川川支流小川川に係る河川中の町小川川と高樽川との合流点から下流上八川川と小川川との合流点までの小川川及び上八川川と小川川との合流点から	10月1日午前6時から翌年の2月末日午後6時まで

	下流下八川第4 発電所放水口ま での上八川川
--	------------------------------

第5条第1項中「次の」を「、次の」に改め、同項の表を次のように改める。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網 (たも網) しゃびき	2,000円	8,000円
うなぎ	は具 ひこづり さお漁 石ぐる すくい網 (たも網) はえなわ うなぎうえ		
こい	さお漁 すくい網 (たも網) はえなわ		
あまご	さお漁 すくい網 (たも網) はえなわ		5,000円(あゆ、うなぎ及びこいに係る1年遊漁料を納付した者については、免除する。)
もくず がに	徒手採捕 ひこづり かに籠(え さ籠)	なし	5,000円(あゆ、うなぎ及びこいに係る1年遊漁料を納付した者については、免除する。)

第5条第2項中「1年遊漁料3,000円」を「1年遊漁料4,000円」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「次の」を「、次の」に改め、同項の表中「8,000円」を「10,000円」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第4条第5項の規定により遊漁する場合の特別遊漁料は、次の表のとおりとする。

区域	特別遊漁料(1日)	特別遊漁料(1期間)
上八川川支流枝川川 中の町清水水程野2 号線橋から下流のい の町清水四国電力分 水第1発電所橋まで の区域	3,500円(前3 項に規定する遊 漁料を納付した 者及び中学生以 下の者について は、1,500円と する。)	なし
上八川川支流小川川 に係る河川中の町 小川川と高樽川との 合流点から下流上八 川川と小川川との合 流点までの小川川及 び上八川川と小川川 との合流点から下流 下八川第4発電所放 水口までの上八川川	1,000円	3,000円

第5条第5項を削り、同条第6項中「遊漁料は、第1項から第5項に規定する遊漁料に」を「遊漁料及び特別遊漁料の額は、第1項から前項までに規定する遊漁料及び特別遊漁料の額にそれぞれ」に、「附加して」を「付加して」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「他に」を「ほかに」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とする。

附則として次のように加える。
この遊漁規則は、高知県知事の認可のあった日(平成21年4月20日)から施行する。ただし、第5条第1項及び同条第2項の改正規定並びに同条第4項の改正規定(同項を同条第3項とする部分を除く。)は、平成22年6月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日
平成21年4月20日(第5条第1項及び同条第2項の改正規

定並びに同条第4項の改正規定(同項を同条第3項とする部分を除く。)にあっては、平成22年6月1日)

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、にしとさ土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	佐竹 久司	四万十市西土佐奥屋内 817
〃	篠田 伸久	〃 〃 〃 1296-1
〃	石川 眞	〃 〃 〃 玖木 80
〃	和田 悦雄	〃 〃 〃 口屋内 256
〃	宇都宮和實	〃 〃 〃 中半 393
〃	稲田 喜敏	〃 〃 〃 藤ノ川 116
〃	阿部 敦雄	〃 〃 〃 130-イ
〃	芝 貢	〃 〃 〃 用井 68
〃	杉本 晃	〃 〃 〃 半家 77-1
〃	土居 隆夫	〃 〃 〃 85-1
〃	中脇 渉	〃 〃 〃 長生 269
〃	長崎 等	〃 〃 〃 江川 859-2
〃	笹岡 豊生	〃 〃 〃 江川崎 153
〃	濱田 雅信	〃 〃 〃 612
〃	室津 憲一	〃 〃 〃 1065
〃	井上 満則	〃 〃 〃 西ヶ方1100
〃	竹葉 準一	〃 〃 〃 下家地 721
監事	山本 安男	〃 〃 〃 奥屋内1180
〃	岡崎 武雄	〃 〃 〃 中半 399-イ
〃	山崎 至大	〃 〃 〃 江川崎1587
(就任)		
理事	佐竹 久司	四万十市西土佐奥屋内 817
〃	篠田 伸久	〃 〃 〃 1296-1
〃	石川 眞	〃 〃 〃 玖木 80
〃	和田 悦雄	〃 〃 〃 口屋内 256
〃	宇都宮和實	〃 〃 〃 中半 393
〃	稲田 喜敏	〃 〃 〃 藤ノ川 116
〃	阿部 敦雄	〃 〃 〃 130-イ
〃	芝 貢	〃 〃 〃 用井 68
〃	杉本 晃	〃 〃 〃 半家 77-1
〃	土居 隆夫	〃 〃 〃 85-1
〃	中脇 渉	〃 〃 〃 長生 269
〃	長崎 等	〃 〃 〃 江川 859-2

〃 笹岡 豊生 〃 〃 江川崎 153
 〃 濱田 雅信 〃 〃 〃 612
 〃 室津 憲一 〃 〃 〃 1065
 〃 井上 満則 〃 〃 西ケ方1100
 〃 竹葉 準一 〃 〃 下家地 721
 監事 山本 安男 〃 〃 奥屋内1180
 〃 岡崎 武雄 〃 〃 中半 399-イ
 〃 山崎 至大 〃 〃 江川崎1587

~~~~~  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
 平成21年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                      | 開発区域に含まれる地域の名称    | 開発許可を受けた者の住所及び氏名          |
|---------------------------|-------------------|---------------------------|
| 平成20年11月27日<br>20高都計第487号 | 南国市物部字役過領<br>96-1 | 高知市高須本町5<br>番25号<br>前川 良仁 |

~~~~~  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
 平成21年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年2月9日 20高幡土第6号	宿毛市宿毛字ケント 井流1588番地ほか	福岡県福岡市博多 区博多駅東二丁目 10番1号 第1福 岡ビルS館4階 株式会社コスモス 薬品 代表取締役 宇野 正晃

~~~~~  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
 平成21年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                    | 開発区域に含まれる地域の名称       | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                     |
|-------------------------|----------------------|--------------------------------------|
| 平成20年11月12日<br>20高幡土第5号 | 幡多郡黒潮町佐賀字<br>野添960ほか | 幡多郡黒潮町入野<br>2019番地1<br>黒潮町長 下村<br>正直 |

-----  
**公安委員会告示**  
 -----

**高知県公安委員会告示第8号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成21年5月1日

高知県公安委員会委員長 面山 昌男

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
- (1) 警備業務の区分  
 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）
- (2) 種別  
 ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）  
 イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
- (3) 実施期日  
 ア 新規取得講習  
 平成21年6月9日（火）から同月18日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の8日間  
 イ 追加取得講習  
 平成21年6月15日（月）から同月18日までの4日間
- (4) 実施場所  
 高知市朝倉戊375番地1 ふくし交流プラザ
- 2 受講者定員  
 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
- (1) 新規取得講習 25人

- (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
- (1) 新規取得講習  
 受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 最近5年間に1号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習  
 受講申込み時において、1号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。
- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
- (1) 受講希望の事前申込方法  
 ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号 L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習 F A X申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。  
 イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。  
 ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
- (2) 事前申込みの受付期間

ア 平成21年5月11日（月）及び12日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。  
 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成21年5月13日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。

5 受講申込手続  
 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間  
 平成21年5月18日（月）から同月20日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。  
 なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先  
 高知県内に住所を有する者には住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者には高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）をはり付けたもの）1通

イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面1通

(ア) 3の(1)のイに該当する者には、1号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 3の(1)のイに該当する者には、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者には、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のエに該当する者には、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者には、旧2級検

定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者には、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 提出方法  
 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。  
 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法  
 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあっては47,000円、追加取得講習にあっては23,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。  
 なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託  
 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）

(2) 高知県警察本部長生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3023、3024）又は県内の各警察署警備担当係

監 査 公 表

監査公表第9号

平成21年5月1日

高知県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事あて報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

20高行管第526号

平成21年3月27日

高知県監査委員 様

高知県知事

安芸農業振興センターに対する監査結果に基づく措置状況について

平成21年1月27日付け20高監報第13号で報告のありました、安芸農業振興センターに対する監査結果に基づく措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 監査結果での意見

(1) 監督職員の監督業務について

工事監督規程では、監督職員の任務について、契約書、設計書、図面、仕様書及び技術管理要綱等に基づき、常に工事

現場を巡視し、施工管理状況を把握しなければならないと規定されている。このように、監督職員は、工事現場における監督指導について、重い責任を負っているにもかかわらず、803号においては監督職員の責任が十分に果たされていない。

また、監督職員は、工事の施工内容に変更が生じた場合には、工事現場で請負者と十分な意思疎通を図らなければならないこととされているが、請負者との意思疎通も不十分であったため、結果として803号では、設計数量以上の工事が出来あがっている。

こうしたことから、今回の事態を重く受け止め、契約内容が確実に履行されるよう、工事監督規程を遵守し、その職務に当たる必要がある。

(2) 発注した工事に対するセンターの責務について

工事の確実な施工を確保するうえで、各工種の施工状況の適切な把握が不可欠である。しかし、本件工事においては、路体盛土工については施工管理の対象としておらず、出来形管理、段階確認ともに実施していない。

路体盛土工に係る工事の施工状況を把握していないことは、工事監督規程に反しているばかりでなく、工事の実施主体としてのセンターの責務を十分に果たしておらず、このことは重大である。これは、監督職員のみへの責めに帰すべきものではなく、監督職員を指導すべきセンターの問題でもある。このため、今後、工事の契約や適切な施工について、監督職員の指導も含め、センター全体で検討し、その責務を果たすように取り組んで行くべきである。

(3) 建設検査課の検査について

803号の路体盛土工については、施工管理がなされておらず、センターによる施工状況の把握ができていない状態であった。にもかかわらず、建設検査課がセンターに対して何らの指摘、指導も行わず、目視による確認のみで完成検査を完了させたことは問題である。

建設検査課は、県の土木工事にかかるすべての検査及び指導を所管していることから、今後、工事検査規程、高知県建設工事検査基準に従い、適切に検査を実施するよう強く求める。

(4) まとめ

本件工事については、センター及び建設検査課の業務執行に多くの不適切な事項が明らかになったことは重大である。

このことは、特に、センターの業務執行に基本的な問題があるといわざるを得ない。

センターとして、今回の事態を重く受け止め、工事の施工状況を的確に把握するとともに、契約内容の確実な履行を確保することによって工事の実施主体としての責任を十分に果たさなければ、今後も同様の重大な事態が起こりかねない。



このため、契約後の工事請負業者との協議にあたっては、書面による契約書第18条及び第19条協議を徹底するとともに、現場の施工状況を十分把握し、工事が確実に履行されるセンターの指導体制と職員の心構えを強く求める。

なお、今回の件を安芸農業振興センターの問題としてのみ捉えるのではなく、他の農業振興センターにおいても、今回の事例を契機として、工事の実施主体としての責務を十分に果たしていくよう努められたい。

## 2 意見に対する措置状況

この度、監査対象となった安芸農業振興センターの工事における業務の執行において、不適切な実態があったことは、遺憾であり、反省するとともに、この教訓を生かし、今後の適切な業務執行に努めます。

なお、具体的な措置状況は次のとおりです。

### (1) 安芸農業振興センターでの措置状況

① 平成20年12月25日及び平成21年2月13日に、全技術職員を対象に、建設管理課、建設検査課等を講師とする研修会を開催し、監督職員としての責務を認識させました。また今後も、必要に応じて研修会を開催するとともに土木部等が主催する研修会などにも職員を参加させ、現場管理業務等の技術向上を図っていきます。

② 全ての現場において、事業調整主任以上の監督職員等による月1回の現場巡視を実施し、進捗状況や現場における問題点を把握するとともに、職員の現場監督技術についても指導しています。

③ 請負者に対し、その日指導・指示した内容は、指示簿や工事日誌に記述するとともに、請負代金の変更を伴うものについては主任監督員以上の書面による指示を徹底し、後日齟齬が起らないように請負者との意思の疎通を図っています。

④ 各担当者が作成する「行動予定・実績表」を基に、上司が常に、現場での監督業務や指示した内容の把握とチェックを行い、センター内での確実な報告・連絡・相談を実施しています。

⑤ 施工計画書及び契約書第18条と第19条による変更協議については、技術次長が専決者ですが、次長と所長にも内容を説明し、指示を受けることにより、センター内の指導体制を強化するとともに職員の技術向上を図っています。

### (2) 建設検査課での措置状況

① 平成20年11月6日及び平成21年2月20日、技査会(延べ109名)を開催し、本件や類似の事例研究研修を行い、今後の検査に抜かりがないよう、また、職員の指導を行うよう、周知徹底しました。

② 平成21年6月後半期、県職員及び市町村職員の合同技

術研修会の開催を予定しており、指導徹底を図ります。  
(県下17ヶ所で開催し、5百名前後の参加を予定)

### (3) まとめ

今回の件を安芸農業振興センターのみの問題として捉えるのではなく、他の農業振興センターにおいても、同様の事態が発生しないよう適切な事業執行に努めます。

具体的な措置状況は次のとおりです。

① 平成20年10月9日及び平成21年2月10日に所長・技術次長会を開催し、本件の詳細説明を行い、職員の指導と現場管理を徹底するよう周知しました。

② 前記を受けて、各センター内で職員会を実施することにより本件の問題点を共有するとともに、安芸農業振興センターの措置状況を参考に業務の改善や見直しに取り組んでいます。

③ 今後も、監督業務や契約等に関する研修会の開催や各種研修会に積極的に参加させることにより、監督職員の責務の認識と技術向上に努めます。

以上により、職員の技術向上と責務に対する自覚を持たせるとともに、工事の実施主体である組織としての責務を果たしてまいります。

さらに、本件そのものの原因が、工事の条件変更に関して、請負者から契約書第18条に基づく書面による協議がなされなかったことにあることから、企業側の技術者研修として、平成21年6月前半期に建設工事技術者研修会の開催を予定(県下12ヶ所で開催し、2千数百人の参加を予定)しており、請負者に対する指導を徹底するとともに、請負者と密接な意思の疎通を図り、契約書第18条及び第19条に基づく書面による協議を徹底することにより、再発防止に努めます。

### 監査公表第10号

平成21年5月1日

高知県監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

20高行管第545号

平成21年3月30日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について

平成21年3月2日付け20高監報第16号で報告のありましたうえのことについて、特別指摘、嚴重注意及び重要検討とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

## 記

### 第1 特別指摘とされた機関

#### 1 幡多土木事務所

##### (1) 事実認定

年度初めに収入調定すべき平成20年度の河川使用料(継続分)102件8,854,410円を調定していなかった。

また、河川使用料及び港湾使用料の計83件4,223,340円について、収入調定をしたものの、許可書及び納付書を発送せずにそのまま放置していた。

|       |                      |      |             |
|-------|----------------------|------|-------------|
| 河川使用料 | 未調定                  | 102件 | 8,854,410円  |
|       | 収入調定済みで、許可書及び納付書が未発送 | 58件  | 3,722,640円  |
|       | 小計                   | 160件 | 12,577,050円 |
| 港湾使用料 | 収入調定済で、許可書及び納付書が未発送  | 25件  | 500,700円    |
| 合計    |                      | 185件 | 13,077,750円 |

##### (2) 特別指摘事項

上記は、高知県河川流水占用料等徴収条例(平成11年高知県条例第51号)第2条、港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第4項及び高知県港湾施設管理条例(昭和29年高知県条例第53号)第6条の規定による占用料の徴収を怠る極めて不適正な事務処理である。

また、当土木事務所は、3年連続して占用料の徴収に関する事務処理を怠っており、改善の跡が見られないことは重大である。

よって、今後は、管理職員等による点検、指導を徹底させることはもちろんのこと、収入調定漏れ等を起さないよう組織として実効性のある改善策を講じるよう強く求める。

##### (3) 原因又は理由

今回指摘を受けた不適切な事務処理は、国土交通省が管理する一級河川四万十川の河川流水占用料について、同省から占用許可の通知が来ていたにもかかわらず、担当者が収入調定を怠っていたこと、また、高知県が管理する河川区域と港湾施設に係る継続占用許可について、許可の決裁及び収入調定は行っていたものの、担当者が許可書及び納付書の発送を怠っていたことにより発生したものです。

当事務所では、過去2年間に監査から収入調定漏れを指摘されたことから、担当班長が収入調定漏れのチェックを行っており、国土交通省許可のうち、調定に未完のものがあることは早い段階から把握し、担当者に随時遅れている事務の早期処理を指導しておりましたが、監査時点で処理を終えることができませんでした。

また、収入調定済の未収金については、平成20年9月末になって、財務会計システムから出力される収納未済一覧で確認したところ多額の未収金が発生していることが判明し、担当者に確認したところ許可書及び納付書を発送していないことがわかりました。こうした事態を受けて、担当者に対して事務処理の指導を行い、河川占用者と連絡を取り経過を説明するとともに、許可書及び納付書を送付しましたが、監査時点において処理を終えることができませんでした。

#### (4) 措置状況

組織として許可状況を的確に把握し調定漏れ等を発生させないため、班長段階で許可事務の状況及び調定の有無並びに納付書の発送について、チェックシートで毎月確認することにより厳重な進行管理を行うとともに、その内容を所長まで報告することでチェックを確実に行っていきます。

併せて、適切な事務処理について職員への指導を徹底していきます。

### 第2 嚴重注意及び重要検討とされた機関

#### 1 高知女子大学

##### (1) 嚴重注意とする事項

###### ア 事実認定

次の(ア)から(ウ)の業務について、本来競争見積りをしなければならないにもかかわらず、それぞれ単独見積りで処理し、契約していた。

(ア) 平成20年3月26日に見積書を徴して、平成20年3月28日から29日までに施行した校舎周辺竹垣支柱取替え修繕(241,500円)及び校舎周辺高木剪定作業(84,000円)の2件の業務は、同一業者が施行したもので、合計すると契約額が30万円を超えていた。

(イ) 平成20年3月21日に見積書を徴して施行した講義室カーテン縫製ほかの業務(231,498円)及び講義室タイルカーペット補修ほかの業務(157,500円)の2件の業務については、同一業者が施行したもので、合計すると契約額が30万円を超えていた。

(ウ) 平成20年3月27日に見積書を徴して施行した寮鍵修繕ほかの業務(281,925円)及び教職員宿舎錠前取り換えほかの業務(28,665円)の2件の業務に

ついては、同一業者が施行したもので、合計すると契約額が30万円を超えていた。

##### イ 嚴重注意事項

上記(ア)から(ウ)の業務は、それぞれ同一の業者が施行し、また、同じ日に見積書を徴していることから判断すれば一括して発注すべきものである。そうすると、これらは、契約金額の総額がそれぞれ30万円を超えているため2人以上の者から見積書を徴さなければならないものであり、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「契約規則」という。)第32条及び「高知県契約規則の施行について」(昭和55年2月19日付け副知事通知。以下「副知事通知」という。)第4の2の規定に反する不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないように適切な事務処理を強く求める。

##### ウ 原因又は理由

① 事実認定の(ア)については、例年植栽関連の管理経費は校内の使用実績等を考慮して負担区分を決めて高知女子大学と短期大学のそれぞれの予算の範囲内で執行しており、今回も校舎周辺竹垣支柱取替え修繕(241,500円)は女子大の需用費で、校舎周辺高木剪定作業(84,000円)は短大の委託料で施行する予定をたてていました。しかしながら、短大の委託料残額が見積額より34,000円不足するため、やむなく女子大の委託料予算で執行することとしました。このとき、修繕料と委託料を併せて30万円以上になることに気づかなかったことによるものです。

② 事実認定の(イ)については、講義室の暗幕取替え費とタイル、カーペットの部分補修費についてそれぞれ見積書をとったもので、併せて30万円以上になることに気づかなかったことによるものです。

③ 事実認定の(ウ)については、寮の電気錠取付修繕経費の方は見積金額が確定していたので支出負担行為をしましたが、教職員宿舎の鍵修繕は緊急に取替え修繕の必要があったため金額が確定するのを待たず、経費支出何で上限額での施行の決裁を取り修繕したものです。寮の電気錠取付修繕経費と2件併せて競争見積りするためには一定時間を要するので、一括して発注することはできなかったと考えています。

##### エ 措置状況

事実認定の(ア)、(イ)、(ウ)について、それぞれ①女子大予算と短大予算での執行予定であったこと、②講義室カーテン縫製ほかの業務と床部分の補修であったこと、③金額確定分と緊急修繕のための未確定分であったことにより、併せて30万円を超えることに気づかなかっ

たのですが、以後は高知県契約規則第32条及び「高知県契約規則の施行について」(昭和55年2月19日付け副知事通知)第4の2の規定を教職員全員に配布し、この規定を遵守するよう注意を促すこととします。

今後は二度とこのようなことがないように、高知県契約規則に沿った適切な事務処理に努めます。

##### (2) 重要検討とする事項

総合情報管理パッケージソフト「情報館95」サポートサービスの利用契約は、図書館情報システムのプログラムのバージョンアップ、障害発生時の出張サービス、電話等によるサポートを受けるもので、平成18年度以降、契約金額が997,500円となっている。

しかしながら、出張サービスの実績は、平成18年度3回、平成19年度1回、平成20年度1回(事前監査日現在)と非常に少ないことから、契約金額を含め契約の在り方について検討を求める。

##### ア 措置状況

「情報館95」はWindows95対応ソフトであり、全国でもこのソフトを使用しているのは本学図書館を含め4館しか残っていない現状です。そのため、通常よりトラブルが多いことが予測されているため、毎年サポートサービス契約を結んでトラブル対応に備えていますが、平成19年度は訪問サポート1回、平成20年度は現在まで訪問サポート2回、電話サポート4回という状況です。

そのため、サポート会社と協議しスポット対応でもサポートサービスが可能との回答を得ましたので、平成21年度はスポット対応に変更することとしました。しかしながら、「情報館95」では対応できるOSが限られているため、今後の図書館情報システムの安定的運用を目的に、平成21年度に永国寺キャンパスの基幹サーバの入れ替えを行った後に、そのサーバにも対応できる図書館総合情報管理パッケージソフトの入れ替えを平成22年度に行います。

### 第3 嚴重注意とされた機関

#### 1 東京事務所

##### (1) 事実認定

平成19年度に贈呈用として県内の特産品(四万十茶)を7月、8月、9月及び10月の計4回発注していた。しかし、4回のうち最後の2回については、決裁を受けていなかった。

また、納品の都度請求を受けているにもかかわらず、請求書を年度末まで放置していた。このため、翌年3月になって発注先から入金がない旨の連絡を受け、3月下旬になって4回分の総額112,800円をまとめて支払っていた。

(2) 嚴重注意事項  
 物品の購入に当たって、事前に決裁権者の決裁を受けるという会計事務の基本が守られていなかった。  
 また、支払いについても、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第10条で定められた支払期限を大幅に過ぎたものとなっている。  
 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由  
 今回の不適切な事務処理が行われた原因は、職員の基本的な会計事務の認識不足及び事務所としてのチェック体制が万全でなかったことにあります。

(4) 措置状況  
 職員の会計事務の基礎知識を徹底させるために、総務事務担当者以外の職員を会計管理局の会計事務基礎研修に参加させることや、事務所の若手職員を中心に会計事務についての所内勉強会を行いました。  
 併せて、物品等の購入のチェック体制を見直し、全職員が見積書を徴収した時点から事務の進捗状況等をリストで管理することにより、再発防止に努めています。

2 中央西福祉保健所

(1) 事実認定  
 平成20年度のガソリン単価契約において、年間支出見込額が160万円を超えているにもかかわらず、施行何が作成されていなかった。

(2) 嚴重注意事項  
 契約規則第31条において、160万円を超える物品の購入は、原則として競争入札によるものであることから、本件は、事前に施行何の作成が必要な事例である。  
 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由  
 従来の使用状況からみると、年間支出見込額は160万円を超えることがないものが、社会情勢の変化によるガソリン単価の高騰により、施行何が必要となる160万円を超えることとなったものです。これにより当然必要となる施行何を行うべきところでしたが、作成することなく契約手続きを行ったことによるものです。

(4) 措置状況  
 今後は、このようなことがないよう関係法令等を遵守し、年間支出見込み金額を単価契約何に明記するなど、適正な事務処理に努めます。

3 農業大学校

(1) 事実認定  
 平成19年度及び平成20年度のガソリン等燃料類複数単価

契約において、年間支出見込額の総額が160万円を超えているにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。(研修課)

(2) 嚴重注意事項  
 契約規則第31条の3及び副知事通知第4-1の3で、財産の買入れの場合、予定価格の作成を省略できる範囲は160万円を超えない金額と定められており、この規定に反する不適切な事務処理である。今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由  
 契約にあたっては、複数単価契約ではなく、燃料の品目ごとに個別の契約を締結する予定であり、この場合は品目ごとの年間支出見込額が160万円を超えない見込みであったので、予定価格調書を作成していませんでした。  
 しかしながら、見積書を徴した結果、偶然にも同一業者の見積が各品目において最も安価な単価であったため、同一業者との複数単価契約の事務処理を行ったことによるものです。

(4) 措置状況  
 今後、会計事務の執行にあたっては、再度確認を行うなど、会計規則等の法令を遵守し、より適正な事務の執行に務めます。

第4 重要検討とされた機関  
 中央東土木事務所

1 道路安全施設の修繕料(道路維持管理費)の支出は、その大半が30万円以下で単独随意契約となっていたが、次のような問題が見られた。  
 例えば、平成20年7月の支払では、12件中、10万円以下が1件、30万円以上が1件となっている。残りの10件は168,000円から299,250円となっており、その内の4件は29万円以上30万円以下となっていた。  
 また、発注の決定は、業者1者のみの見積書によっており、監査に提出された証拠書類には、事務所としての発注個所付け及び修繕費用を積算したものがなかった。さらに、業者の選定についても、その選定理由が証拠書類上なかった。  
 以上のように、発注に当たって競争性が発揮されているとは言えない実態にあることから、以下の点について検討を求める。

(1) 発注額が30万円以下になることについて、事務所としての根拠、意思決定を明確化すること。  
 (2) 業者選定の経過(ルール)を事務所として明確化すること。  
 (3) 30万円以下であれば単独随意契約が可能であるが、実態として29万数千円の見積りが多いことから、

このような場合には、複数の業者から見積りを徴するようにすること。  
 あわせて、競争性の確保という観点から、可能な限り発注個所をまとめること。

2 措置状況  
 道路安全施設の修繕は、交通事故や老朽化による破損箇所を緊急に修繕し、交通の安全を確保することで道路管理の瑕疵等を原因とする事故を未然に防ぐことを目的としており、小規模で緊急性の高いものが多く、その都度迅速な発注に努めています。  
 このため、計画的に行う大規模修繕とは異なり、独自の積算はしていません。  
 発注に際しては30万円以下になることが推定できる修繕についてのみ1者から見積りを徴しており、高知県契約規則に反する取扱は行っていませんが、今後は、30万円前後の見積りが推定される場合には、複数の者から見積書を徴することとします。  
 併せて、緊急を要しない修繕については計画的な発注に努め、可能な限り発注箇所をまとめることとします。

20高教政第1670号  
平成21年3月23日

高知県監査委員 様  
 高知県教育委員会委員長

定期監査結果に対する措置について

平成21年3月2日付け20高監報第16号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により通知します。

記

(特別指摘事項)  
 機関名：高知北高等学校

1 事実認定  
 当校では、授業料や学校徴収金を学校へ持参する生徒が多数いることから、授業料等を持参した生徒に対して当校独自の領収書を交付し、後日、納付書で金融機関へ払い込むという会計規則に反した事務処理を行っていた。  
 また、領収書控えの作成が不十分であり、なおかつ、その現金を直ちに最寄の金融機関へ入金していなかった。このため、授業料について、生徒の氏名や入金しなければならぬ月を誤った事例が生じたことにより、一時的に未収金や過納金が発生していた。

2 特別指摘事項  
 上記は、公金を管理する上において高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)第35条に反する極めて不適切な事務処理であり、学校の会計事務に対する県民の信頼を大きく失



墜させる行為である。

今後は、高等学校課と事務の改善について協議し、会計規則に則った事務処理を行うべきである。また、公金を取り扱う上で、個々の職員の職責を明確にするとともに、チェック体制の強化を図り、信頼回復に努めることを強く求める。

### 3 原因又は理由

当校では、授業料や学校徴収金の納入は、原則として口座振替か納付書で金融機関に納入してもらっているが、現実には金融機関で納入できなかった生徒が現金を学校に持参する可能性がある。その場合に出納員以外の職員が授業料を受け取る可能性があるにもかかわらず、現金取扱員を配置せず、主に授業料担当者が現金を預かり、会計規則で定められた正規の領収書ではない「預かり証」を交付するという会計規則に反した事務処理を行っていた。

その中で、預かった現金を直ぐに金融機関へ納入しなかったり、「預り証」の控えを作成していないものが一部あったことや、授業料を管理する債権管理簿の整理ができていなかったため、平成18年度から平成19年度にかけて未収金や過納金が発生した。

また、これらのことについてのチェック管理体制も不十分であった。

### 4 今後の対応

今回の問題点の一つである授業料という公金を預かる際に会計規則に定められた正規の事務手続きをしていなかったことについては、現金取扱員を新たに2名配置するとともに、適正な公金の取扱い方法等について職員間で確認しました。

また、決裁書類に関連する書類の確認が不十分であったことや債権管理簿を定期的に確認していなかったことなどは、内部の管理体制に問題があったことから生じたことであるため、事務長はもとより複数の職員により書類を確認する体制をとるようにしました。

なお、他の県立高校において同様のことが生じないようにするために、授業料等の公金を現金で取り扱う可能性がある学校には、現金取扱員を配置しました。さらに、事務長には、適正な会計処理に努めるよう事務長会において直接指導をしました。今後も、機会ある毎に、適正な会計処理に努めるよう指導いたします。

(厳重注意事項)

機関名：高知農業高等学校長

#### 1 事実認定

ガソリン給油チケットは、物品管理者が現金と同様に厳重に管理すべきものであるが、県有自動車に一冊ずつ置かれたままになっており、管理が極めてずさんであった。

また、次の(1)から(3)のような不適正な事例が見られた。

(1) 平成20年5月分のガソリン代の支払において、5月20日のガソリン37リットルについては、自動車運転日誌(自動車使用記録簿)に給油実績の記録がなく、どの自動車に給油したのか確認できなかった。

(2) 5月26日ガソリン20リットルについても、自動車運転日誌(自動車使用記録簿)に運転実績及び給油実績の記録がなかった。

(3) 6月分のガソリン代の支払において、6月5日に軽油35.9リットルを給油したとして支払っていたが、給油した車両はガソリン車であり油種が誤ったままとなっていた。

### 2 厳重注意事項

ガソリンの給油チケットについては、その性質上厳格な管理が強く求められているところであるが、その管理が極めて不適切であった。

また、支出に当たって、証拠書類の不備があったほか、履行の確認を十分に行わないまま支払いがなされており、不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な執行を強く求める。

### 3 原因又は理由

本校には県有自動車が9台(ガソリン車5台、ディーゼル車4台)配備されているが、その管理については、まとめて駐車できる保管場所(車庫等)がない関係上、それぞれ校内で割り当てた5つの学科ごとに行っている。

燃料の補給については、円滑な給油を図るために契約業者と協議のうえ、1台ごとに1冊の給油チケットを持ち、各学科において運用することとなっていた。

上記のような状況から、給油チケットが現金と同様に厳格な管理が必要であるという認識が薄れ、安易に県有自動車内で保管するようになってしまっていた。

また、自動車運転日誌(自動車使用記録簿)への運転実績や給油量の記載については、多数の教職員が使用するなか、その記載要領が全員によく周知されていなかったため、事実認定(1)、(2)のような記載漏れが発生したものである。

事実認定(3)については、契約業者のガソリンスタンドで、重機用の軽油を容器で購入した際に、契約業者が誤って容器を運んだ自動車(ガソリン車)の登録番号を給油チケットに記入していたものである。その場で業者が発行する請求明細書は軽油になっていたため、給油チケットの誤記入を見落としていたが、支出に当たっては給油チケットの記載が誤りであることを確認している。

### 4 今後の対応

今回の厳重注意事項は上記3のような複合的要因によるものであるため、全校的な問題と捉えて、対応を検討しまし

た。

まず燃料の契約業者と再度協議のうえ、給油チケットを各学科ごと1冊とし、また、今までは曖昧だった給油チケットへの記入内容についても、誤解を招かないように本校側で事前に車両番号欄は記入するようにして、容器等での購入の場合はその旨を明記するようにしました。また、給油後のチケットの油種欄の確認についても徹底するようにしました。

そのうえで給油チケットは事務室で保管することとし、校内会を開催して、県有自動車を使用する全教職員に対し、公用車等への燃料の補給・購入方法についてと自動車使用記録簿への記載について周知を図りました。

上記のような対応を踏まえ、今後は支出に当たって証拠書類の完備及び履行確認を十分に行い、適正な事務処理をするよう努めます。

(厳重注意事項)

機関名：高知追手前高等学校

#### 1 事実認定

平成19年度及び平成20年度産業廃棄物処理委託契約において、委託先に産業廃棄物を引き渡した日で検認表示をしていた(年10件余)。その中には、平成20年3月31日に引き渡したもののについて、業者の処分が4月になっているにもかかわらず、3月31日に検認表示をして、現年度の予算で支払っていた。

#### 2 厳重注意事項

産業廃棄物処理の委託をした場合の履行確認としての検査は、処分終了年月日が明示されたマニフェストD票により行うべきである。

したがって、今回の事例は、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第52条による検査職員の職務を怠っており、契約書に基づく適正な履行の確認がなされていないものである。

また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に規定する歳出の会計年度区分に反した不適正な事務処理となっている。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

#### 3 原因又は理由

今回の不適切な事務処理については、会計事務の基本的事項の誤認、法令遵守に対する意識の希薄、二重のチェック体制に緊張感がなく十分機能しなかったこと、また、決裁書類に一連の書類の添付をせず別冊として処理していたこと等、基本的事項の確認漏れ、会計事務処理への安易な対応、組織としての機能が不十分なことにより不適切な事務処理が生じた。



4 今後の対応  
 今回の不適切な事務処理を重く受け止め、次の対応を行います。

(1) チェック体制を見直し、事務職員相互でチェックし合える体制に変更しました。

(2) 事務室全体の事務能力アップのため、各自が自覚と責任のもとに必要書類及び基本的事項の確認を行う意識の徹底を図ることとしました。

(3) 事務機能、組織力を高めるため、研修会等の資料を利用し、会計事務処理への慎重な対応を心掛け、基本的事項の再認識に努めることとしました。

今後、緊張感の維持に努め、適正な会計事務処理に努めます。

なお、同様のことが他の県立高校においても起こり得ることから、全ての県立高校に対して適切な事務処理を行うよう指導しました。

-----  
**落 札 公 告**  
 -----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
高知県庁プリントサービス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号  
高知電気ビル
- 3 落札者を決定した日  
平成21年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1-16
- 5 落札金額  
印刷1ページ当たり 1円90銭(消費税及び地方消費税を含まない。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成21年2月10日

~~~~~  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成21年度県庁ネットワーク運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年3月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1-16
- 5 随意契約に係る契約金額
94,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため

~~~~~  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
給与計算事務外21業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号  
高知電気ビル
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1-16
- 5 随意契約に係る契約金額  
80,745,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため

~~~~~  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成21年度財務会計システム運用委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1-16
- 5 随意契約に係る契約金額
46,557,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため